

「介護保険特定福祉用具購入について」

岩沼市健康福祉部介護福祉課

在宅の要介護者・要支援者が、厚生労働大臣の定める種類の福祉用具を購入したときは、市が要介護者等の心身の状況から日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されます。

1 購入の概要

対象者	<p>要介護・要支援として認定された方が対象となります。</p> <p>介護認定申請中に福祉用具を購入した場合には、認定結果が出たあとに福祉用具購入費が支給されます。</p> <p>※認定結果が非該当であった場合には支給されません。</p>
対象となる福祉用具の種目	<ul style="list-style-type: none">① 腰掛便座② 自動排泄処理装置の交換可能部品③ 入浴補助用具④ 簡易浴槽⑤ 移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	<p>同一年度内（4月1日～翌年3月31日）において10万円を限度とし、その費用の9割～7割を支給します（支給満額9万円～7万円）。</p> <p>※同一年度内において、同一種目の購入は認められませんが、その用途が異なる場合にはその限りではありません。</p> <p>※すでに購入した福祉用具が破損・劣化した場合や、要介護者等の介護の必要性の程度が著しく高くなった等の特別な事情がある場合には、同一種目であっても福祉用具購入費が支給されることがあります。</p>

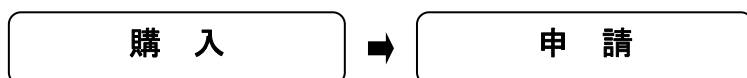
2 対象となる福祉用具について

種 目	対象となる福祉用具
①腰掛便座	1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に交換する場合に高さを補うものを含む)。 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能なものに限る)。
②自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
③入浴補助用具	1 入浴用いす・・・座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 2 浴槽用手すり・・・浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る 3 浴槽内いす・・・浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 4 入浴台・・・浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを用意することができるものに限る。 5 浴室内すのこ・・・浴室において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 6 浴槽内すのこ・・・浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る 7 入浴用介助ベルト・・・居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
④簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
⑤移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

※上記の「種目」及び「対象となる福祉用具」は限定列举です。

※「対象となる福祉用具」について、購入の際に迷いが生じる場合は、事前に介護福祉課までご相談ください。

3 支給申請の流れ



※介護保険福祉用具購入費支給申請においては、購入前の事前申請は必要ありません。

申請の際に提出する書類

書類	留意点
①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書	○申請者は原則として被保険者本人です。 ○販売業所名を記入するにあたり、当該事業所が <u>都道府県知事から特定福祉用具販売の指定を受けていることを確認してください</u> （指定を受けていない事業所から購入した場合、支給対象となりません）。 ○口座振込依頼欄は金融機関名・支店名、フリガナの記載漏れに注意し、正確に記入してください。また、ゆうちょ銀行への振込を希望する場合には、預金通帳を確認のうえ、 <u>他金融機関からの振込の受取口座</u> を記入してください。
②福祉用具購入の必要性について	○介護支援専門員や地域包括支援センターまたは福祉用具専門相談員が作成します。 ○居宅サービス計画を添付する場合であって、福祉用具購入の必要性が明らかであるときは提出の必要はありません。
③領収書	○宛名は <u>被保険者本人の姓名</u> に限ります。 ○但しの欄には、「介護保険福祉用具購入費として」等と記載してあるものを提出してください。
④カタログ等	○福祉用具の概要を記載したカタログ等を添付してください。

4 支給申請後

給付費の振込は、申請月の翌月末です。